

## クローバー News

## 成年後見制度利用促進法等制定について

齋藤 敏靖/埼玉県支部(クローバー運営委員会 副委員長)

クローバーNews第23号でお知らせした通り「成年後見制度の利用を促進する法律」(成年後見制度利用促進法)及び「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が2016年4月8日に国会で成立しました。私としては想像していた以上に小幅な手直しでした。後見人等の不正防止と死後の事務など実務的な課題への対応という意味が強く、重要な論点は「今後検討」ということで先送りになった印象です。そのため未完成品の成年後見制度の利用を「促進」することへの戸惑いはやや残ります。

また現在(2016年5月末)では運用に関する規定が揃っていないため、概要のみ記述させていただきます。法律の要点を整理すると以下になります。

- ①成年後見人となる人材の確保のため市民への研修や情報提供を実施
- ②家庭裁判所や関係機関の監督体制を強化
- ③利用者増に向けた基本計画を策定し、内閣府に首相をトップとする会議を設置
- ④医療や介護に関する成年後見人の権限拡大を検討
- ⑤成年後見人に郵便物の開封や死亡後の手続き代行を認める。

さらに参議院では以下付帯決議とされました。

「障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み成年後見人等の自己決定権を最大限に尊重する体制を整備するとともに、成年後見人等の不正の防止が急務であるとの観点からも、成年後見人等の事務の監督体制の整備、具体的には家庭裁判所、関係行政機関、地方自治体等の人的体制の整備を十分に講じること」

クローバーへの影響が強い項目では、直接的に後見業務に関わるのは⑤です。また②で関係機関の監督体制強化が提示されていますのでクローバーの運営にも影響があるかも知れません。④に関しては「医療行為の同意・代行権」等に関する後見人の権限拡大に関する議論がなされます。

今回の法制定に関しては、私自身が成年後見に関わるそれぞれの立場性によって賛否が変わるため、総合評価は難しい現状です。例示すれば一人の精神保健福祉士として「成年後見人の不正行為を防ぐため監督体制を強化することには賛成」だが、クローバー委員としては「強化されすぎでは専門職としての自律性を損なう恐れがある」といったところです。このようなまた裂き状態になり易いのは、「自律と保護のバランスを図る」がテーマである成年後見制度に内奥する難しさの表れと言えましょう。

その他種々の不満はありますが、走りながら考えることはPSWの得意技です。「必要な措置・見直しを行う」とのことですから、クローバーとして皆さまと一緒に大いに意見を述べて行きたいと思えます。

## 体験報告 ～初めて保佐人を受任して～

沖縄県支部/川平 哲郎

保佐人として受任し、半年が過ぎようとしております。被保佐人Aさんは、精神科病院に入院中で、家族とは疎遠となっています。ご存じのとおり後見活動は多岐にわたり、時間や労力がかかります。その中でも受任時にやってくる大事なことがあります。それは初顔合わせです。クローバー事務局や家庭裁判所からは、ある程度の事前情報は受けていました。ですがやはり緊張します。これから長く支援させていただくこととなります。良好な関係を築いていきたいところです。しかし、被保佐人さんは私の事をどう思うのだろうか、「急に現れて、通帳を取り上げる悪人」と言われやしないだろうか、不安を感じていました。しかし、病院の職員さん(担当PSW・病棟師長)が丁寧に間を取り持ってくれ、大変助かりました。また、Aさんの優しい人柄に触れることができ、私も安心しました。以後、毎月面会しています。アパート・銀行・役所への同伴外出も

行いました。そのうちに、お互いの好物が沖縄そばであることがわかりました。主治医の許可が出たら、何かのついでに食べに行くことを約束しました。私もその時が来るのを楽しみにしています。面会するたび笑顔で迎えてくれるAさんを、これからも支えていきたいと思っています。

さて、私は一般社団法人沖縄県精神保健福祉士協会に所属しております。当法人は2013年1月より法人として成年後見活動をしております。受任件数は11件で、そのうち3件を業務執行者として私が担当させていただいております。今後もクローバーを通しての個人受任と法人受任の双方で活動させていただきたいと思っています。それぞれでの経験を後見活動に活かしていければと考えています。また、後見活動で学ばせていただいたことを、勤務している職場へも還元していきたいです。

貴重な経験をさせていただいていることに感謝します。そのことを忘れずに今後とも励んでいきたいです。



## 認定成年後見人ネットワーク クローバー

### 登録・受任・活動状況

#### 1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2016年5月31日現在登録者 **144名**

ブロック	人数	都道府県支部内訳(※)
北海道ブロック	6	北海道6
東北ブロック	8	岩手2、宮城4、山形1、福島1
関東・甲信越ブロック	56	栃木1、群馬1、埼玉12、千葉6、東京21、神奈川11、山梨3、長野1
東海・北陸ブロック	19	岐阜2、静岡5、愛知12
近畿ブロック	9	京都1、大阪4、兵庫4
中国ブロック	8	鳥取1、岡山1、広島3、山口3
四国ブロック	7	愛媛6、高知1
九州・沖縄ブロック	31	福岡12、熊本7、宮崎1、鹿児島2、沖縄9

※登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所)が所在する都道府県。

#### 2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況

(2016年6月22日現在)

家庭裁判所等からの受任相談件数 **125件**

正式受任 84件	
受任中 77件	受任終了 7件
宮城3、埼玉3、千葉1、東京24、神奈川3、岐阜1、静岡2、愛知1、大阪1、愛媛1、福岡18、熊本17、沖縄2	北海道2、東京4、福岡1
受任前調整中 6件	
東京3、山梨1、熊本1、沖縄1	

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出。

#### 3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況

(2016年3月1日～2016年5月31日)

3月15日 権利擁護センターふちゅう事例検討会(毛塚委員)

#### ■受任中の皆様へ■

受任案件のクローバーへの定期報告はお済みですか？

家裁の定期報告頻度に限らず、年1回・必須です！

報告様式は下記URLよりダウンロード可能です。

<http://www.japsw.or.jp/ugoki/clover/4-kitei/C006.html>

## クローバー地域情報 第5回

～愛媛県～

愛媛県支部／岡本 紀子

一般社団法人愛媛県精神保健福祉士会(以下、「愛媛県会」)は、2011年に一般社団法人へと移行しましたが、法人化を進めるにあたり、精神保健福祉の専門職として社会的責務や役割を果たすためには具体的に何をどのようにすべきなのか、随分、議論をしました。その中の一つに法人後見が取り上げられていました。精神保健福祉士が後見人として従事すること、また、法人後見を行うことの是非については、法人後見プロジェクト(法人後見センター設立準備委員会)を立ち上げ、議論し、併せて組織体制やチェック機能、後見人等の質の担保等の検討等、約2年をかけ検討しました。

このような経過を経て、2015年3月1日に法人後見センタークローバーえひめ(以下、「クローバーえひめ」)を設立しました。

クローバーえひめは、センター長、事務局(事務局長・事務局員の2名)、適正な運営を行うため、運営委員会で組織されています。内部運営委員会を毎月実施し、本運営委員会は、弁護士、司法書士の外部委員を含め、6名で構成しています。受任の際には、受任等調整会(愛媛県会運営委員4名で構成)にて審議し、受任の有無や課題を検討しています。また、法人後見業務を担う登録者(従事者)は、現在、9名で、公益社団法人日本精神保健福祉士協会(以下、「本協会」)主催の認定成年後見人養成研修を修了している者を対象としています。登録者(従事者)へは、連絡会・研修会等を実施し、資質の向上につなげたいと考えております。

昨年度は、3件(後見)受任し、登録者(従事者)が活動しています。その他の活動としては、成年後見制度について、当事者や家族のみならず広く県民の方々に知っていただくため、「成年後見制度について」公開講座を実施、理解を深めるための周知活動にも取り組みました。

今年度に入り、クローバーえひめへの成年後見に関する相談が少しずつ増えております。家庭裁判所からの期待も少なからずあるようです。これらの現状から考えると、登録者(従事者)数は十分とは言えず、人材不足は喫緊の課題となっています。今後も法人後見を通して、精神保健福祉士の職能団体として成年後見制度を考え、検討しながら取り組み、一人でも多くの精神障がいのある方の権利を保障することの一助となれるよう、努めていきたいと考えています。



## 編集後記

全国大会に参加された方、お疲れさまでした。参加されなかった方、仲間からのお土産話は聞けたでしょうか？ 毎年のことながら、例年を上回る猛暑になるとのデジャヴのような言葉にうんざりしていますが、利用促進法に対する「熱」は上げていって、クライアントのためのより良い後見制度の利用をしていきたいです。

最後になりますが、熊本地震におきまして、亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、甚大な被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げます。

(毛塚 和英)

